

平成30年4月1日から始まります！

違反対象物に係る公表制度



住民の皆さんが安心して建物を利用するために
重大な消防法令違反のある建物に関する情報を
松本広域消防局のホームページで公表する制度



● 公表の対象となる建物

特定防火対象物

(不特定多数の者が出入する建物)

- ・飲食店
- ・物品販売店舗
- ・旅館、ホテル
- ・病院、社会福祉施設
- ・複合用途ビル など

● 公表の対象となる違反

消防法の規定に基づき必要
となる次の設備が設置されてい
ないもの

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

● 公表の内容・方法

公表の対象となる違反が是
正されるまで、違反対象物の
名称、所在地及び違反内容を
松本広域消防局のホームペー
ジに掲載

- 名称 ○○ビル
- 所在地 ○市○町○丁目○番○号
- 違反内容 自動火災報知設備未設置

● 公表までの流れ

① 立入検査の実施



② 立入検査結果通知書の交付

立入検査結果通知書

・屋内消火栓設備未設置
.....
.....
※上記防火対象物に係る違反については、条例に基づき公表することがあります。

③ 公表の通知

公表通知書

次の防火対象物については、火災予防条例に基づき公表します。
.....
.....
公表予定日
〇年〇月〇日

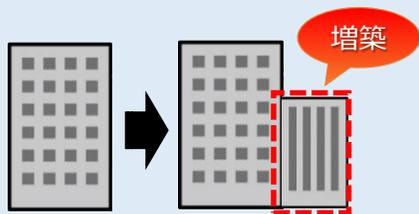
④ 公 表

名 称	〇〇ビル
所在地
違反内容

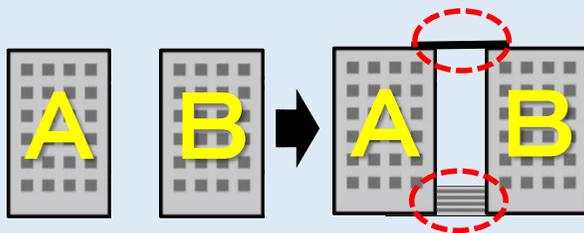
建物関係者の方へ

あなたが所有又は管理する建物が次の事項に該当する場合には、**事前に**最寄りの消防署にご相談ください。

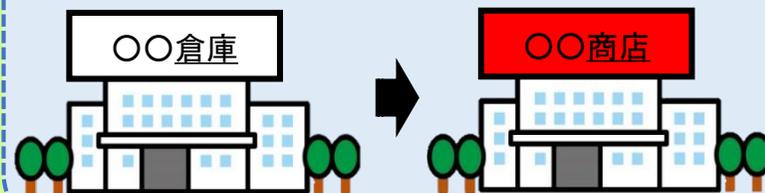
1 増改築を行う場合



2 隣接建物との接続を行う場合 (屋根や廊下で接続)



3 飲食店、物品販売店舗、福祉施設等が 新たに入居する場合



【問い合わせ先】

〒390-0841 長野県松本市渚1丁目7番12号 松本広域消防局予防課

電話：0263-25-1599 ファックス：0263-25-3987 メール：shobo_yobo@m-kouiki.or.jp